4　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から前条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第三十二号ニ中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第四十八条第一項の規定」とあり、並びに同条第百二十号ニ中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」と、新規則第四条第二項第五号中「若しくは第十項又は」とあり、及び「若しくは第四十八条第一項又は」とあるのは「又は」と、「若しくは第十項の規定」とあり、及び「若しくは第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」とする。

5　新規則様式第一（記載要領第三号、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項及び同第五号に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

6　施行日から国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項中「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項中「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と、

平成28年旧措置法第44条の５第１項（償却費）	00451	法規別表十六(一)「32」別表十六(二)「36」の表十六(三)「32」の欄又十六(五)「30」の欄の金
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成28年旧措置法第44条の５第１項)	00452	法規別表十六（九)「８」金額
第44条の５第１項（償却費）	00590	法規別表十六(一)「32」別表十六(二)「36」の表十六(三)「32」の欄又十六(五)「30」の欄の金
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第44条の５第１項)	00591	法規別表十六（九)「８」金額

の欄、欄、別は別表額

の欄の

とあるのは

第44条の５第１項（償却費）	00451	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第44条の５第１項)	00452	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

の欄、欄、別は別表額

の欄の

とあるのは

平成28年旧措置法第68条の26第１項（償却費）	
第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成28年旧措置法第68条の26第１項)	
第68条の26第１項（償却費）	
第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の26第１項)	

とあるのは

10434	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額	
10435	法規別表十六(九)「８」の欄の金額	
10573	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額	
10574	法規別表十六(九)「８」の欄の金額	

第68条の26第１項（償却費）	10434
第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の26第１項)	10435

とあるのは

法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
法規別表十六(九)「８」の欄の金額

とする。

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五〇一　東京都港区虎ノ門四丁目二番三号　電話　03(3587)4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　七〇〇円（本体六五〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　明治二十一年四月一日